

釜石市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>1 復興公営住宅における入居者間の公平性の配慮及びコミュニティ形成の支援について</p> <p>(1) 復興公営住宅における入居者間の公平性の配慮</p> <p>当市に建設される復興公営住宅については県営、市営ともに今年度中に完成予定ですが、復興公営住宅に併設整備されている集会施設について、県営の住宅にはエアコンが設置されておらず、県と市の違いにより差が生じていることに関し入居者から不満の声が上がっております。</p> <p>集会施設は、入居者の交流、自治会設立など、今後入居者がコミュニティの形成、さらには自立していく上で重要なツールであり、拠り所でもあることから、快適な環境の下で諸活動が展開されるための備品の設置について、特段のご配慮をお願いいたします。</p>	<p>通常の県営住宅の備品については、入居者の負担として位置づけており、自治会の運営の中で時間をかけて整備した物品により対応しているところです。</p> <p>一方、災害公営住宅は全て新設であり、自治会組織が立ち上がっていないことや集会所活用のために必要な備品を短時間で用意するのは難しいことから、集会所(自治会)の運営開始の際の備品については、国の「東日本大震災復興交付金効果促進事業」を活用して支援を進めているところです。</p> <p>この効果促進事業を活用して集会所に備品を整備する場合、平成27年11月に国(国土交通省)から「災害公営住宅に係る集会所への備品の配備について」として集会所に整備できる備品が示されており、エアコンは補助対象となっていないことや、他の県営住宅との公平性から設置していません。また、平成21年全国消費実態調査のエアコン普及率を見ても、岩手県では設置している世帯が44.8%と必ずしも設置が一般的であるとはいえない状況となっています。</p> <p>釜石市においては、市営住宅へのエアコンの整備を進めていることから、市営住宅の利用者の御意見などを情報提供いただきながら、集会所へのエアコンの設置について国に補助対象として認めるよう働きかけを行うことなどについて検討して参りたいと考えています。(B)</p>	沿岸広域振興局	土木部	B:1
<p>1 復興公営住宅における入居者間の公平性の配慮及びコミュニティ形成の支援について</p> <p>(2) 復興公営住宅におけるコミュニティ形成の支援</p> <p>県営の復興公営住宅の共益費については、実際にかかった経費を入居者間で案分する方式となっておりますとお聞きしております。</p> <p>現在では入居世帯が多いことから、案分方式でも個々の負担は抑えられておりますが、将来的には被災世帯の減少(自然減・社会減)が予想されておりますので、案分方式では入居世帯数の影響により共益費の負担が膨大になることが危惧されます。</p> <p>さらに市では、空き室の解消(入居者増)に向けて、復興公営住宅への被災者以外の入居に関する検討も進めておりますことから、県営住宅におきましても、コミュニティ維持にもつながる施策として、被災者以外の入居及び共益費の安定化等の検討を進めていただきますよう要望いたします。</p>	<p>災害公営住宅のコミュニティ形成の支援につきましては、平成28年度から支援員2名を配置し、自治会形成に向けて支援しているところです。</p> <p>入居世帯数の維持については、将来的には被災者以外の入居も必要になると認識していますが、平成31年度末まで災害公営住宅の整備を進めていることから、仮設住宅の入居者の動向などを踏まえながら、貴市と仮設住宅解消に向けて役割の分担などの検討を進めていきたいと考えています。</p> <p>また、陸前高田市の災害公営住宅柵ヶ沢アパートにおいては、グループホーム事業による目的外使用を許可している事例もあることから、福祉との連携などによる入居者の確保について、対応を進めていきたいと考えています。(B)</p>	沿岸広域振興局	土木部	B:1

釜石市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>2 岩手県立釜石病院の医師確保について</p> <p>岩手県立釜石病院は、圏域で唯一の急性期病院として高度・特殊医療の提供、24時間体制での救急医療の実施など地域医療の中核を担っていますが、医師数は減少傾向にあり、医師一人当たりの負担は増大しています。</p> <p>現状において、救急外来の受け入れや通常診療による医師一人当たりの負担は深刻であり、脳神経外科及び泌尿器科の一人体制や神経内科の常勤医師不在体制が長期化しているほか、平成30年度からは総合診療科医師が不在、小児科医師が1人体制になるなど2人減の18人体制となっております。</p> <p>また、産婦人科は市内の産婦人科閉鎖に伴い、外来患者数が大幅に増加しているなかで受付時間の短縮など受け入れ制限の対応が取られており、早急な医療提供体制構築が必要な状況となっております。</p> <p>つきましては、医師の負担を軽減し安定的な医療提供体制を確保するために、医師の配置について特段のご配慮をお願いいたします。</p>	<p>県立釜石病院の脳神経外科、泌尿器科及び小児科など一人体制の診療科への常勤医師の増員並びに神経内科、総合診療科など常勤医師が不在の診療科への常勤医師の配置については、派遣元である大学医局においても医師の絶対数が不足しており、現時点では増員や配置が困難な状況が続いているため、関係大学からの診療応援や県立病院間の連携等により、診療体制の維持等に努めているところです。</p> <p>また、産婦人科医については、専攻する医師が少なく、必要とされる全ての医療圏に十分な常勤医師を配置することは非常に困難な状況です。</p> <p>このような中、気仙・釜石圏域では、県立大船渡病院を「地域周産期母子医療センター」として、県立釜石病院（大船渡病院から毎日診療応援）では妊婦検診を含めた分娩前後の診療や正常分娩に対応し、それ以外のリスクの高い分娩は大船渡病院（常勤医5名）で対応するなど、機能分担と連携による一体的な診療体制で取り組んでいるところです。</p> <p>県においては、引き続き、関係大学を訪問し医師の派遣を要請するほか、即戦力となる医師の招聘、臨床研修医の積極的な受入、奨学金養成医師の計画的な配置等に努めながら常勤医師の確保に取り組んでいきます。（B）</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	B：1
<p>3 岩手県立釜石病院の建て替え整備について</p> <p>岩手県立釜石病院は、圏域では唯一の急性期病院として高度・特殊医療の提供や24時間体制での救急医療の実施など多様な医療ニーズに対応しており、地域の中核医療機関として極めて重要な存在となっております。</p> <p>昭和52年の移転新築から40年が経過し、各種設備が老朽化していることから、近い将来、新築整備が必要であると認識しております。</p> <p>つきましては、圏域の基幹病院として将来的な更新計画を早めに打ち出し、安定的な医療供給体制を示すことにより、住民に安心感を与えることができるよう、次期「岩手県立病院等の経営計画」に岩手県立釜石病院の建て替え整備を明確に盛り込んでいただきますよう要望いたします。</p>	<p>医療局では、県立病院等において良質な医療を持続的に提供していくため、「岩手県立病院等の経営計画〔2019-2024〕」において施設毎の劣化状況を踏まえ計画的に改修を進めることとしています。</p> <p>釜石病院においても、施設の劣化状況を踏まえて対応していきます。（B）</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	B：1

釜石市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>4 紹介外初診時負担金免除の適用範囲拡大について</p> <p>紹介外初診時負担金につきましては、岩手県立病院利用料規則において定められているところですが、本市の医療圏では受診できる診療科が限られており、診療科目によっては、県立釜石病院が実質的に外来診療を担っている状況にあります。</p> <p>当該負担金は、被災者や低所得者などに配慮され、医療費県単補助適用者からは徴収しないこととされておりますが、本市には東日本大震災の影響から、被災者のみならず未だに生活基盤が整わない住民が多くいることから、その適用範囲を釜石市医療費県単補助適用者まで拡大していただきますよう要望いたします。</p> <p>また、本市の医療圏の外来診療を実質的に担っている形成外科、脳神経外科、産婦人科について当該負担金を無償化していただきますよう併せて要望いたします。</p>	<p>紹介外初診時負担制度は、200床以上の病院と診療所等との機能分担の推進を目的に、大病院への外来患者の集中を改善するため国が導入したものです。</p> <p>県立病院としても病院と診療所の機能分担を推進し、より充実した医療サービスを行うこととし、平成8年8月1日から許可病床数200床以上の14病院で徴収をはじめ、平成21年4月からは一般病床200床以上の9病院で料金を徴収しています。</p> <p>ただし、県立病院としては患者の病状や経済事情等に十分配慮する必要があると考えており、国の公費負担医療制度や子ども、妊産婦、重度心身障がい者（児）及びひとり親家庭に対する県の医療費助成事業の対象となる方については、当該料金を免除していますが、県立病院全体の患者負担の公平性等を考慮すると、免除の適用範囲を釜石市医療費県単補助適用者へ拡大することは難しいと考えています。（C）</p> <p>また、形成外科、脳神経外科に係る紹介外初診時負担金についても制度上、救急搬送された患者、ただちに入院・手術が必要な患者、緊急の措置等を要する患者等は、負担金の徴収対象外とし、患者に対し一定の配慮をしているところであり、それ以外の患者については、まずは、内科や外科等のかかりつけ医等を受診していただくことが望ましいことから、一律にこれを徴収しないことは、制度導入の趣旨から困難と考えています。（C）</p> <p>なお、産婦人科については、人口減少、少子化社会が進行している状況において、安心して子どもを生み育てられる環境の整備に向けて、小児科と産婦人科の患者に配慮した制度見直しを行う予定です。具体的には、県立病院が所在する市町村内に診療科がない場合に負担金を免除することとしている特定診療科（現在は、眼科と耳鼻いんこう科）を拡大し、小児科と産婦人科においても免除対象とする予定です。市町村内に県立病院の他に特定診療科がある場合は、病病連携、病診連携の推進の観点から免除対象にはなりませんのでご理解願います。（C）</p>	<p>沿岸広域振興局</p>	<p>経営企画部</p>	<p>C：3</p>

釜石市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>5 被災者生活再建支援金制度（基礎支援金・加算支援金）の申請期間延長について</p> <p>本市では東日本大震災で被害を受けた様々な施設や道路、港湾の再建・整備も進み、まちの復興も着実に進展しているところがありますが、一方でまちが復興していく過程において欠くことのできない要素である被災者の住宅の再建は未だ道半ばであります。</p> <p>住宅に大きな被害を受けた世帯に対して支給される被災者生活再建支援制度の基礎支援金について、本市では約4,000世帯に支給しております。</p> <p>現在、支給対象の可能性がありながら申請に至っていない世帯について、庁内関係各課の保有している情報を基に総合的に判断しながら抽出作業および調査を行い、個別に申請勧奨を行っているところであります。</p> <p>しかしながら、居住状況の把握など個別の調査には相当の時間を要することから、可能性のある全ての世帯を把握できていない現状にあります。</p> <p>また、住宅の再建に対して支給される加算支援金については、市内の宅地造成工事が平成30年度末までかかる地域もあることから、申請期限である平成31年4月10日までに宅地の準備ができず当該支援金を被災者が申請できないことが予測されます。</p> <p>つきましては、かかる事情をご勘案いただき、被災者生活再建支援金制度（基礎支援金・加算支援金）の申請期間の延長について、ご高配を賜りますようお願いいたします。</p>	<p>被災者生活再建支援制度（基礎支援金・加算支援金）の申請期間については、住宅再建の進捗状況等を踏まえ、やむを得ない事情があると認められる場合には、国の通知により1年を超えない範囲で繰り返し再延長できるとされており、本支援金の事務を行う公益財団法人道府県センターと協議し、平成31年1月に、被災者生活再建支援金（基礎支援金・加算支援金）の申請期間の再延長が必要な市町村について、平成32年（2020年）4月10日まで延長されました。</p> <p>基礎支援金の申請期間の更なる延長については、被害の程度等を勘案し、延長がやむを得ないと認められる場合に、また、加算支援金の申請期間の再延長については、住宅再建の進捗状況等を勘案し、市町村の意向も伺いながら、同センターと協議していきます。（B）</p>	<p>沿岸広域振興局</p>	<p>経営企画部</p>	<p>B：1</p>

釜石市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>6 災害援護資金制度の申請期間延長について</p> <p>東日本大震災の被災者が利用できる災害援護資金制度は、被災者の住宅再建や生活基盤の再構築に寄与するとともに、復興まちづくりの円滑かつ迅速な推進に大きく貢献しておりますが、その申請期限は平成31年3月31日までとなっております。</p> <p>しかしながら、宅地造成工事が平成30年度末までかかる地域があるなど、未だ仮設住宅での生活を余儀なくされている方もおられ、住まいの復興はもとより生活の復興にはさらなる時間を要するものと見込まれます。</p> <p>現在までの本制度に係る借用事由の多くは、復興公営住宅に入居するための家財購入や住宅建築に要する費用など自立再建に関するものであり、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」により利率の優遇や償還・据置期間の延伸が行われたことも相まって、今後も多くの被災者が本制度を必要とするものであります。</p> <p>つきましては、現在の申請期限では多くの被災者が制度を活用できない実情となっていることをご勘案いただき、災害援護資金制度の申請期間延長について、引き続き、国に対しての働きかけを要望いたします。</p>	<p>東日本大震災に係る災害援護資金貸付については、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）」及び「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第131号）」により、貸付けを受けられる期間が平成30年3月31日まで延長されたほか、償還期間等の特例延長及び利率の引下げなどの特例措置が講じられたところであり、また、平成30年3月30日の政令改正により、当該特例措置の適用期間が平成31年3月31日まで1年間延長されたところであります。</p> <p>県内市町村ではこれまでに1,103件、28億円余（平成29年度末時点）の貸し付けが行われており、当該貸付金が被災者の生活再建に寄与しているものと認識しています。</p> <p>また、内陸災害公営住宅の整備や大規模な嵩上げによる面的整備が平成31年4月以降も予定されており、被災者の住宅再建等の生活再建資金の需要が継続するものと見込まれるところです。</p> <p>そうしたことから、東日本大震災に係る災害援護資金制度については、申請期間の延長を含め、平成31年4月1日以降の特例措置の延長について、今年6月、知事から関係省庁に対して要望を行ったほか、その後も機会を捉えて国に対し要望してきたところ、国において今後関係政令が改正され、2020年3月31日まで特例措置が延長される予定となりました。（A）</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	A：1

釜石市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>7 地域生活支援事業への一層の財政措置の拡充について</p> <p>地域生活支援事業の国及び県からの補助額については、実施要綱上は、国50/100、県25/100以内とされていますが、現状では、平成29年度事業費に係る総額の内、国からの補助金が30/100、県からの補助金が15/100であり、市の負担額が55/100となっています。</p> <p>市の財政負担が大きく、事業目的である障がい者等の福祉の増進を図り、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することが厳しい状況となっています。</p> <p>つきましては、障がい者の自立と社会参加に向けた施策の充実を図るため、地域生活支援事業について、超過負担が生じないよう、地域の実態を踏まえ、県下市町村と連携し、国に対し次の事項について要望をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づき、地方自治体が地域生活支援事業に対して積極的に取り組めるように、地域生活支援事業国庫補助金について、実績額に対する適正な補助率による補助金を交付いただきたい。</p>	<p>地域生活支援事業の国庫補助については、例年、県や市町村の所用額により国に協議しているところですが、国からの配分は全県で7割程度の充足率になっているため、県が市町村に配分する補助金は十分とはいえない状況にあります。</p> <p>このため、県では国に対し、地域生活支援事業について、地域のニーズに基づき必要な事業が実施できるよう、十分な財政措置を要望しており、今後も機会を捉えて要望していきます。(B)</p>	<p>沿岸広域振興局</p>	<p>保健福祉環境部</p>	<p>B : 1</p>

釜石市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>8 保育教諭確保策の充実について</p> <p>幼保連携型認定こども園の職員は、特例制度施行後5年間に限って幼稚園教諭免許状と保育士資格どちらか一方の免許・資格を有していなくても保育教諭となる経過措置が設けられております。</p> <p>幼稚園教諭免許状を有する者における保育士資格取得特例では、県内においては保育士養成施設として盛岡大学短期大学部が特例教科目開設校となっております。</p> <p>また、保育士資格を有する者における幼稚園教諭の普通免許状に係る所要資格の期限付き特例では、県内においては盛岡大学が幼稚園免許取得特例講座を実施しております。</p> <p>しかしながら、盛岡から遠隔地に居住する者は、不規則な勤務体制の合間を縫って通学しなければならず、経済的・肉体的負担を強いられている状況にあります。</p> <p>つきましては、保育教諭確保策の一助となるよう、下記の事項について特段のご高配を賜りますようお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 幼稚園教諭免許状を有する者における保育士資格取得特例による特例教科目及び保育士資格を有するものにおける幼稚園教諭の普通免許状に係る所要資格の期限付き特例による幼稚園免許取得特例講座を盛岡大学短期大学部及び盛岡大学の出張講座として、沿岸地域の中心に位置する釜石市で開設するよう働きかけを行うこと。</p>	<p>昨年度、幼保連携型認定こども園を対象に実施した調査によれば、幼稚園教諭免許又は保育士資格のいずれか一方しか所有しておらず、経過措置期間内に、取得すると回答した保育教諭は41人であり、そのうち、沿岸部では、釜石市6人及び久慈市1人となっています。</p> <p>特例講座を開講している盛岡大学短期大学部に確認したところ、年々受講者が減少しており、短大側の負担が大きくなっていること、また、講師の確保が困難である等の理由から、要望のあった出張講座を開設するのは難しいとの回答でした。</p> <p>沿岸部の対象者や実施機関の現状を踏まえ、経過措置期間内に資格を取得するためには、東北福祉大学などで開設されている通信制による特例講座を周知、活用するなど、受講者の負担軽減に努めるようお願いします。</p> <p>なお、県では、特例制度を利用して保育士資格を取得した後、1年間保育所等で勤務した方に対して、受講費用の一部を補助する制度を設けておりますので、併せて御活用ください。(S)</p>	<p>沿岸広域振興局</p>	<p>保健福祉環境部</p>	<p>S : 1</p>

釜石市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>9 復興特区における税制上の特例措置の継続について 復興特区法に基づく税制上の特例措置については、雇用確保に資する設備投資や被災者雇用の促進など、本市の産業復興に大きく寄与するとともに、復興まちづくりの円滑かつ迅速な推進に貢献しております。</p> <p>このような中で、今般、復興特区法に基づく機械等の特別償却や税額控除等の特例措置（第37・38・39・40条）に引き続き、地方税の課税免除に対する減収補填措置（第43条）についても、特例期間を平成33年3月31日までとする復興特区税制の改正が行われたところです。</p> <p>本市の特例対象区域の一つである鶴住居地区については、土地の嵩上げや区画整理事業など基盤整備に時間を要したことから、今後、事業所の再建が本格化する見通しであり、これに合わせて特例措置の活用が増加する見込みとなっております。</p> <p>つきましては、復興特区における国税の特例措置及び地方税の課税免除又は不均一課税に係る減収補填措置について、被災地の実情を考慮のうえ、産業の復興や集積に対する十分な支援となるよう、平成31年度以降におきましても現在の措置率を継続いただきますよう、引き続き国に対して働きかけをお願いいたします。</p>	<p>復興特区法に基づく税制上の措置については、国税の特例措置に加え、地方税の課税免除又は不均一課税に係る地方自治体に対する減収補填が、2021年3月31日投資分まで措置されることとなっておりますが、2019年度以降の投資分については、国税の特例措置及び地方税の課税免除等に係る減収補填の措置率の引き下げが予定されていたところです。</p> <p>県としては、被災地の状況を踏まえ、産業復興や産業集積の十分な支援となるよう、復興特区における国税の特例措置及び地方税の課税免除等に係る減収補填措置について、2019年度以降においても現在の措置率を継続するよう、平成30年6月、国に対して要望しており、その結果、2019年度税制改正等において、2019年度以降の投資分については、沿岸地域の市町村に限り、国税の特例措置及び地方税の課税免除等に係る減収補填措置における現在の措置率を継続することとされました。（A）</p>	沿岸広域振興局	経営企画部	A：1



釜石市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>10 仮設施設有効活用等助成事業の助成期間の延長について            独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）の支援制度により整備した仮設施設については、被災事業者の事業再開支援施設として地域産業の復興に大きく貢献しております。</p> <p>仮設施設入居者には、国・県や関係機関の連携のもと、グループ補助金を始めとした復旧補助等により本格再建の支援を続けて参りました。</p> <p>本市では、復興事業等のスケジュールを勘案し、仮設施設の終期の設定を行っており、中心市街地東部地区の仮設施設は平成29年度末で供用を終了し、土地区画整理事業で基盤整備を行っている鶴住居地区、平田地区の仮設施設は平成30年度末で供用を終了することにしております。</p> <p>中小機構からは、中小機構の第三期中期目標期間の最終年度に当たる平成30年度末で仮設施設有効活用等助成事業の助成を終了するとされておりますが、鶴住居地区、平田地区の仮設施設の解体時期が平成31年度以降になることから、今後の財政負担が課題となっております。</p> <p>つきましては、仮設施設有効活用等助成事業の助成期間を延長し、平成31年度以降も助成の対象となるよう、国への働きかけをお願いいたします。</p>	<p>「仮設施設有効活用等助成事業」については、国に対し要望等を行った結果、平成26年度に創設され、平成28年2月には助成対象期間が完成後5年以内から、当面、平成30年度末までに延長されています。</p> <p>土地区画整理事業の進捗状況により、本設移行が2019年度以降となる地域が見込まれることから、助成期間の更なる延長等について、平成30年6月の「2019年度政府予算等に係る提言・要望」において要望し、平成32年度末まで延長されたところです。（反映区分：A）</p>	<p>沿岸広域振興局</p>	<p>経営企画部</p>	<p>A：1</p>

釜石市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>11 釜石港の国際流通拠点化に向けた早期整備及び機能強化について</p> <p>(1) コンテナターミナル設備（照明塔、リーファー電源等）の整備促進</p> <p>東日本大震災以降、釜石港では、国際フィーダーコンテナ定期航路の開設を契機に、コンテナ物流情勢が急激な上昇基調を続けております。</p> <p>昨年9月からは、待望のガントリークレーンが供用開始されたほか、同年11月からは、国際ハブポートである釜山港等と釜石港を直接結ぶ、外貿コンテナ定期航路が開設されたことで、釜石港の利便性は一層向上し、平成29年の釜石港一般貨物コンテナ取扱量は、岩手県最多記録を更新したほか、本年においても、平成29年を大幅に上回る勢いで取扱数量を伸ばしている状況にあります。</p> <p>このような中、釜石港の国際貿易拠点化を、より一層推進するためには、照明塔整備、リーファー（冷凍・冷蔵）コンテナ電源の増設といった、ターミナルの機能強化に加え、県内陸部の工業集積地と釜石港の輸送ルートである、一般国道107号（梁川ー口内間）の着実な整備促進が必要不可欠です。</p> <p>加えて、コンテナ貨物の急激な増加によって、公共ふ頭の手狭なことが懸念される中、完成自動車物流の再開を見据えた場合、岸壁数、岸壁水深、ヤード面積の増強が重要課題として浮上してくることから、港湾計画の改訂に向けた、釜石湾長期開発構想の検討着手が必要です。</p> <p>かかる状況を踏まえ、岩手県の経済を牽引する釜石港及び重要路線の整備促進等について、特段の理解を賜りたくここに切望します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 コンテナターミナル設備（照明塔、リーファー電源等）の整備促進</p>	<p>照明設備については、現在、ふ頭内の保安照明及び岸壁照明に加えて、平成29年度から工事用投光機3台を用意し、コンテナ夜間荷役に対応していますが、コンテナヤード内は照度が不足していることから、所要の照度が確保できるよう、平成31年度に照明塔を整備することとしています。</p> <p>リーファーコンセントについては、既設16口に加えて、平成29年度に12口を増設しており、現在、計28口を設置しています。</p> <p>平成31年度には30口を増設し、計58口を設置する計画としています。（A）</p>	<p>沿岸広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>A：1</p>

釜石市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>11 釜石港の国際流通拠点化に向けた早期整備及び機能強化について</p> <p>(2) 釜石湾長期開発構想の検討着手</p> <p>東日本大震災以降、釜石港では、国際フィーダーコンテナ定期航路の開設を契機に、コンテナ物流情勢が急激な上昇基調を続けております。</p> <p>昨年9月からは、待望のガントリークレーンが供用開始されたほか、同年11月からは、国際ハブポートである釜山港等と釜石港を直接結ぶ、外貿コンテナ定期航路が開設されたことで、釜石港の利便性は一層向上し、平成29年の釜石港一般貨物コンテナ取扱量は、岩手県最多記録を更新したほか、本年においても、平成29年を大幅に上回る勢いで取扱数量を伸ばしている状況にあります。</p> <p>このような中、釜石港の国際貿易拠点化を、より一層推進するためには、照明塔整備、リーファー（冷凍・冷蔵）コンテナ電源の増設といった、ターミナルの機能強化に加え、県内陸部の工業集積地と釜石港の輸送ルートである、一般国道107号（梁川ー口内間）の着実な整備促進が必要不可欠です。</p> <p>加えて、コンテナ貨物の急激な増加によって、公共ふ頭の手狭なことが懸念される中、完成自動車物流の再開を見据えた場合、岸壁数、岸壁水深、ヤード面積の増強が重要課題として浮上してくることから、港湾計画の改訂に向けた、釜石湾長期開発構想の検討着手が必要です。</p> <p>かかる状況を踏まえ、岩手県の経済を牽引する釜石港及び重要路線の整備促進等について、特段の理解を賜りたくここに切望します。</p> <p style="text-align: right;">記</p> <p>2 釜石湾長期開発構想の検討着手</p>	<p>釜石港の港湾計画は、平成10年11月に改訂していますが、その後平成17年11月に一部変更を行い、完成自動車移出等に対応するため、須賀地区に岸壁等の整備計画を位置付けています。</p> <p>震災後、復興道路等の整備進展に伴い釜石港の物流拠点としてのポテンシャルが高まり、定期コンテナ航路の開設が相次いだ結果、現行の港湾計画では想定していなかったコンテナ貨物の取扱量が増加していますが、完成自動車の移出は不透明な状況です。</p> <p>このことから、釜石港の長期構想の策定については、引き続き、貴市とも連携し港湾の利活用の促進に取り組みながら、必要な検討を行ってまいります。</p>	<p>沿岸広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>B：1</p>

釜石市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>11 釜石港の国際流通拠点化に向けた早期整備及び機能強化について</p> <p>(3) 公共ふ頭の機能強化促進（岸壁数、岸壁水深、ヤード面積の増強）</p> <p>東日本大震災以降、釜石港では、国際フィーダーコンテナ定期航路の開設を契機に、コンテナ物流情勢が急激な上昇基調を続けております。</p> <p>昨年9月からは、待望のガントリークレーンが供用開始されたほか、同年11月からは、国際ハブポートである釜山港等と釜石港を直接結ぶ、外貿コンテナ定期航路が開設されたことで、釜石港の利便性は一層向上し、平成29年の釜石港一般貨物コンテナ取扱量は、岩手県最多記録を更新したほか、本年においても、平成29年を大幅に上回る勢いで取扱数量を伸ばしている状況にあります。</p> <p>このような中、釜石港の国際貿易拠点化を、より一層推進するためには、照明塔整備、リーファー（冷凍・冷蔵）コンテナ電源の増設といった、ターミナルの機能強化に加え、県内陸部の工業集積地と釜石港の輸送ルートである、一般国道107号（梁川ー口内間）の着実な整備促進が必要不可欠です。</p> <p>加えて、コンテナ貨物の急激な増加によって、公共ふ頭の手狭なことが懸念される中、完成自動車物流の再開を見据えた場合、岸壁数、岸壁水深、ヤード面積の増強が重要課題として浮上してくることから、港湾計画の改訂に向けた、釜石湾長期開発構想の検討着手が必要です。</p> <p>かかる状況を踏まえ、岩手県の経済を牽引する釜石港及び重要路線の整備促進等について、特段の理解を賜りたくここに切望します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>3 公共ふ頭の機能強化促進（岸壁数、岸壁水深、ヤード面積の増強）</p>	<p>公共ふ頭の機能強化については、震災後の釜石港を取り巻く状況の変化と今後の利用見通しを踏まえ、釜石港の長期構想策定及び港湾計画改訂の実施時期も考慮しながら、施設整備の方針を検討していきます。</p>	<p>沿岸広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>C：1</p>

釜石市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>11 釜石港の国際流通拠点化に向けた早期整備及び機能強化について</p> <p>(4) 一般国道107号(梁川ー口内間)の着実な整備促進</p> <p>東日本大震災以降、釜石港では、国際フィーダーコンテナ定期航路の開設を契機に、コンテナ物流情勢が急激な上昇基調を続けております。</p> <p>昨年9月からは、待望のガントリークレーンが供用開始されたほか、同年11月からは、国際ハブポートである釜山港等と釜石港を直接結ぶ、外貿コンテナ定期航路が開設されたことで、釜石港の利便性は一層向上し、平成29年の釜石港一般貨物コンテナ取扱量は、岩手県最多記録を更新したほか、本年においても、平成29年を大幅に上回る勢いで取扱数量を伸ばしている状況にあります。</p> <p>このような中、釜石港の国際貿易拠点化を、より一層推進するためには、照明塔整備、リーファー(冷凍・冷蔵)コンテナ電源の増設といった、ターミナルの機能強化に加え、県内陸部の工業集積地と釜石港の輸送ルートである、一般国道107号(梁川ー口内間)の着実な整備促進が必要不可欠です。</p> <p>加えて、コンテナ貨物の急激な増加によって、公共ふ頭の手狭なことが懸念される中、完成自動車物流の再開を見据えた場合、岸壁数、岸壁水深、ヤード面積の増強が重要課題として浮上してくることから、港湾計画の改訂に向けた、釜石湾長期開発構想の検討着手が必要です。</p> <p>かかる状況を踏まえ、岩手県の経済を牽引する釜石港及び重要路線の整備促進等について、特段の理解を賜りたくここに切望します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>4 一般国道107号(梁川ー口内間)の着実な整備促進</p>	<p>北上市口内町から奥州市江刺区梁川間については、平成25年度に梁川～口内工区として事業着手し、これまで道路・トンネル詳細設計、地質調査及び用地補償調査を実施しています。平成28年度よりトンネル工事に着手し、平成31年3月28日バイパス部が開通予定です。今後とも事業の推進に努めていきます。(A)</p>	<p>沿岸広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>A:1</p>

釜石市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>12 復興特別会計による地籍整備関係予算の十分な確保について 土地の所有者、境界、面積などを正確に記録した地籍調査の成果は、公共事業を始め各種事業の土地に関する重要な基礎資料として多方面に活用されております。 特に東日本大震災からの復旧・復興にあたって、地籍調査の成果は大きな力を発揮しており、地籍調査の必要性が再認識されております。 こうした中、復興まちづくりを進める上でも地籍未調査地区の早期の調査完遂が求められているところですが、復旧・復興関連事業の財政需要の増大により、本調査に要する財源の確保が大きな課題となっております。 つきましては、東日本大震災復興特別会計による地籍整備関係予算の十分な確保について、引き続き、国に対しての働きかけを要望いたします。</p>	<p>地籍調査事業は、公共事業の工期短縮や用地取得に係るコストの縮減などの効果があり、とりわけ近年は東日本大震災津波や頻発する豪雨災害からの復旧に当たって、その重要性が改めて認識されており、これまで、東北管内の各県や県内市町村と連携しながら必要な予算の確保に向け、国への要望活動を実施してきたところです。 今年度は、7月に東北ブロック国土調査推進連絡協議会を通じて、東日本大震災復興特別会計による地籍整備関係予算の確保などについて要望を行ったところです。 今後も機会を捉え、国に対し、必要な予算の確保を要望していきます。</p>	沿岸広域振興局	農林部	B : 1
<p>13 安全・安心なまちづくりの推進について (1) 市内河川の浚渫 安全で安心なまちづくりの推進に向けて、以下の事項について要望いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 市内河川の浚渫 昨今の異常気象による豪雨により、土砂や流木等が堆積し河床が上昇することで災害の危険性が高まることが考えられることから、甲子川の駒木・鈴子地区の右岸の浚渫について、引き続き特段のご理解を賜りますよう要望いたします。 また、平成28年の台風10号等によって被災した甲子川、鶴住居川、長内川等の河川の復旧や土砂撤去等の早期実施を要望いたします。</p>	<p>甲子川の駒木・鈴子地区右岸の堆積土砂については、昨年度2,600m<sup>3</sup>、今年度2,200m<sup>3</sup>の河道掘削を行ったところです。環境面を考慮するため地元有識者等の意見を頂きながら、今後も引き続き甲子川の河道掘削を進めていきます。 なお、河川の堆積土砂の撤去については、河川巡視等により管内河川の状況把握をし、緊急を要する箇所から計画的に河道掘削を行うなど、引き続き適切な維持管理に努めていきます。 また、県では、釜石市などの関係機関と連携を図りながら、河川などの公共土木施設の早期復旧に向けて、全力で取り組んでいきます。(A)</p>	沿岸広域振興局	土木部	A : 1

釜石市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>13 安全・安心なまちづくりの推進について            (2) 急傾斜地崩壊対策事業、土砂災害防止事業及び治山事業の促進            2 急傾斜地崩壊対策事業、土砂災害防止事業及び治山事業の促進            土砂災害から地域住民の生命と財産を守り国土を保全するため、急傾斜地崩壊対策工事や砂防堰堤工事等の土砂災害防止事業及び治山事業の促進について、引き続き特段のご理解を賜りますよう要望いたします。</p>	<p>【土木部】土砂災害防止対策のうち、ハード対策については、今年度、花露辺の沢(2)地区の砂防事業が完了し、その他、花露辺の沢(1)地区ほか2箇所、駒木町(2)地区ほか1箇所で急傾斜地崩壊対策事業を実施しているところです。            今後も災害履歴がある箇所や避難所・要配慮者利用施設等が立地する箇所など、緊急性、重要性の高い箇所から順次整備を進めていきます。            また、ソフト対策については、土砂災害防止法に基づく基礎調査を平成31年度までに完了させるよう取り組んでいくとともに、基礎調査の結果については、住民等に土砂災害の危険性を早期に周知するため、県のホームページで順次公表を行ってまいります。            (A)            【農林部】治山事業については、平成29年度から引き続き田郷地区、唄貝地区、30年度には新たに駒木地区で予防治山事業に取り組んでいるところです。            引き続き、大雨や地震等による荒廃山地の復旧整備については緊急度の高い箇所から優先的に実施し、山地災害から集落等の保全を図り安全で安心な暮らしの実現に向けた取組を進めます。            (A)</p>	沿岸広域振興局	土木部、農林部	A : 2
<p>13 安全・安心なまちづくりの推進について            (3) 主要地方道の改良整備の促進            安全で安心なまちづくりの推進に向けて、以下の事項について要望いたします。            記            3 主要地方道の改良整備の促進            沿岸部と内陸部を結ぶ横断幹線道路として、本市の産業経済の発展に欠くことのできない主要地方道釜石遠野線の早期復旧と、笛吹峠付近の山間部路線の抜本的改良整備について、特段のご理解を賜りますよう要望いたします。</p>	<p>①釜石遠野線の早期復旧については、通行止となっていた笛吹峠部は、平成29年12月20日に通行が可能となり、平成30年12月に全ての箇所が完成したところです。(A)            ②笛吹峠付近については、幅員が狭く、急カーブが連続しており、また橋野鉄鉱山(てっこうざん)の世界遺産登録等により交通量が増加していることから、改善に向けて整備が必要な区間と認識しています。            抜本的な改良については、多額の事業費が見込まれるなど、早期の整備は難しいものの、乗用車のすれ違いが困難な状況を緩和するため、平成29年度から局部的な拡幅やカーブの緩和、待避所の設置等の事業に着手したところです。            今年度は昨年度に引き続き関係機関との協議、調査設計等を進めており、来年度は、保安林解除の手続き等を進め、整備推進に努めていきます。(B)</p>	沿岸広域振興局	土木部	A : 1 B : 1

釜石市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>13 安全・安心なまちづくりの推進について            (4) 国道283号(釜石駅前～五の橋間)整備事業の促進            安全で安心なまちづくりの推進に向けて、以下の事項について要望いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>4 国道283号(釜石駅前～五の橋間)整備事業の促進            釜石駅前から五の橋間は交通の緩和、安全の確保、景観の向上等が図られておりますが、この地域の一層の機能充実を図るため、国道283号(釜石駅～五の橋間)整備促進が不可欠でありますので、特段のご理解を賜りますよう要望いたします。</p>	<p>御要望の区間の整備については、交通量の推移や沿道状況、公共事業予算の動向等を見極めながら検討していきますが、早期の整備は難しい状況です。(C)</p>	<p>沿岸広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>C : 1</p>
<p>13 安全・安心なまちづくりの推進について            (5) 市道平田上中島線の県道昇格及び早期整備            安全で安心なまちづくりの推進に向けて、以下の事項について要望いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>5 市道平田上中島線の県道昇格及び早期整備            国道45号と国道283号を接続し、市街地バイパス、あるいは住民の命を守る緊急避難路としての機能を果たす市道平田上中島線の県道昇格と早期整備について、特段のご理解を賜りますよう要望いたします。</p>	<p>県道昇格については、市町村間を結ぶ道路など道路法に規定する認定要件を具備する必要がある、これらの要件を満たした路線について、地域の道路網における市町村道との機能分担や、整備・管理する必要性等を総合的に判断のうえ行うこととしています。</p> <p>当該路線については、まずは、道路法に規定する県道の認定要件を満たす必要がありますが、現状では厳しいものと考えています。(C)</p>	<p>沿岸広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>C : 1</p>



釜石市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>14 ラグビーワールドカップ2019の釜石開催に向けた支援について</p> <p>(1) スタジアム整備・環境整備・周辺整備のため調整</p> <p>本市は、東日本大震災からの復興を加速し、希望の創造と未来の可能性を追求する取組として、ラグビーワールドカップ2019<sup>TM</sup>の開催準備を進めております。</p> <p>本大会開催を契機として、子どもたちに夢と希望を与え、ラグビーの街としての誇りを醸成するとともに、東日本大震災から立ち上がった姿を国内外に示して、各国から頂いた心温まる支援への感謝の気持ちを伝えたいと存じます。</p> <p>また、防災まちづくりの象徴として、被災地の教訓を生かした安全・安心の会場整備と防災避難意識の伝承を行うとともに、将来にわたる持続可能な地域社会の形成を目指す中で、スポーツによる地域振興を通じた交流人口の増加と次代を担う人材育成に資する契機にしたいと存じます。</p> <p>さらに、各国の来訪者を受け入れる宿泊先の確保及び主要都市とスタジアムを結ぶ復興道路・復興支援道路と鉄道の整備による交通アクセスの強化を図るなど、本市単独では解決が困難の課題については、国・岩手県・三陸沿岸地域と連携して取り組んで参りたいと存じます。</p> <p>しかしながら、本大会開催の成功に向け、試合会場となるスタジアム本体の建設やスタジアム周辺環境整備を進めること、特に、本大会開催後のスタジアムの多面的かつ戦略的な活用を図ることは、本市のみならず三陸沿岸地域全体のスポーツ及び文化の振興と地域住民の生活の質の向上に資するものでありますが、スタジアム建設等に伴う財源の確保が喫緊の課題となっております。</p> <p>つきましては、ラグビーワールドカップ2019<sup>TM</sup>の釜石開催を成功に導くため、下記の事項について要望いたします。</p> <p>記</p> <p>1 スタジアム整備・環境整備・周辺整備のため、長内川・鶴住居川河川区域の基盤整備及び道路整備について調整すること。</p>	<p>基盤整備及び道路整備に伴い必要な河川法に基づく協議については、必要な都度、相談に応じている状況であり、今後も必要な調整を図っていくこととしています。(A)</p>	<p>沿岸広域振興局</p>	<p>土木部</p>	<p>A：1</p>

釜石市

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
<p>14 ラグビーワールドカップ2019の釜石開催に向けた支援について</p> <p>(2) 釜石市ラグビーこども未来基金PRについての支援</p> <p>(3) 各種団体等による独自の気運醸成（PR活動）実施への働きかけ</p> <p>本市は、東日本大震災からの復興を加速し、希望の創造と未来の可能性を追求する取組として、ラグビーワールドカップ2019<sup>TM</sup>の開催準備を進めております。</p> <p>本大会開催を契機として、子どもたちに夢と希望を与え、ラグビーの街としての誇りを醸成するとともに、東日本大震災から立ち上がった姿を国内外に示して、各国から頂いた心温まる支援への感謝の気持ちを伝えたいと存じます。</p> <p>また、防災まちづくりの象徴として、被災地の教訓を生かした安全・安心の会場整備と防災避難意識の伝承を行うとともに、将来にわたる持続可能な地域社会の形成を目指す中で、スポーツによる地域振興を通じた交流人口の増加と次代を担う人材育成に資する契機にしたいと存じます。</p> <p>さらに、各国の来訪者を受け入れる宿泊先の確保及び主要都市とスタジアムを結ぶ復興道路・復興支援道路と鉄道の整備による交通アクセスの強化を図るなど、本市単独では解決が困難の課題については、国・岩手県・三陸沿岸地域と連携して取り組んで参りたいと存じます。</p> <p>しかしながら、本大会開催の成功に向け、試合会場となるスタジアム本体の建設やスタジアム周辺の環境整備を進めること、特に、本大会開催後のスタジアムの多面的かつ戦略的な活用を図ることは、本市のみならず三陸沿岸地域全体のスポーツ及び文化の振興と地域住民の生活の質の向上に資するものでありますが、スタジアム建設等に伴う財源の確保が喫緊の課題となっております。</p> <p>つきましては、ラグビーワールドカップ2019<sup>TM</sup>の釜石開催を成功に導くため、下記の事項について要望いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>2 地域住民、地域外支援者による開催気運醸成のため、釜石市ラグビーこども未来基金のPRについて支援すること。</p> <p>3 市民や県民の運動として、県内商工会加盟団体、観光連盟加盟団体、スポーツ振興加盟団体、その他一般企業や任意団体等が、独自の気運醸成（PR活動）を実施していただくよう働きかけること。</p>	<p>2 県では、県HPを通じて「釜石ラグビーこども未来基金」の取組を発信しているとともに、平成29年4月に設立された「ラグビーワールドカップ2019釜石開催実行委員会」において、県主導により、「釜石市ラグビーこども未来基金」と県の「ふるさと岩手応援寄付」を盛り込んだPRチラシなども活用しながら、ライオンズクラブ国際協会東北大会や岩手県人連合会総会等の式典並びに県内外のイベントなど様々な機会を捉え、制度の周知を図るとともに、県内外の企業・団体に対し、県、市合同で訪問するなど、広く寄付への協力を呼びかけています。（A）</p> <p>3 また、構成員傘下の県内及び東北の経済・商工団体、観光団体、スポーツ団体のほか、一般企業や任意団体などに協力を働きかけ、広報誌等へのラグビー関連記事掲載やのほか、県民主体のマチナカパスリレーや大規模集客施設への大型バナーの掲出などに取り組むとともに平成30年9月から、広く県民が参画できるよう「いわて・かまいしラグビー応援団」の募集を開始し、県内外の学校や職場、地域町内会の皆さんによる清掃・美化活動、横断幕・のぼりの設置などへの活動支援を行っています。</p> <p>今後も、県内外のイベントやHP、SNSを活用して大会への参画を促しオール岩手でのおもてなし機運醸成に取り組んでいきます。（A）</p>	<p>沿岸広域振興局</p>	<p>経営企画部</p>	<p>A：2</p>